

欧州委員会コミュニケーション（指針）  
「2019年3月30日の英国の欧州連合離脱に備えて  
：緊急時対応行動計画」  
2018年11月13日付 COM(2018) 880 final（仮訳）

2018年12月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしも EU の正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the European Commission's publication. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

[COM\(2018\) 880 final "Preparing for the withdrawal of the United Kingdom from the European Union on 30 March 2019: a Contingency Action Plan"](#)

<http://eur-lex.europa.eu>, © European Union, 1998-2018

欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、EU理事会、欧州中央銀行、欧州経済社会評議会、地域委員会および欧州投資銀行へのコミュニケーション（指針）

2019年3月30日の英国の欧州連合離脱に備えて：緊急時対応行動計画

欧州理事会は、加盟国、EU 機関及び全利害関係者に対し、あらゆる結果に対して万端の備えをする取組を強化するよう改めて求める。

欧州理事会（第 50 条）、2018 年 6 月 29 日<sup>1</sup>

## 1. 初めに

英国は欧州連合（EU）条約第50条に規定する手続きを発動し、EU離脱を決定した。欧州委員会はこの決定を遺憾であるが尊重する。

2019年3月30日<sup>2</sup>、英国は（EUにとり）第三国となる。その時点から、離脱日を別途定める離脱協定が批准されない限り、英国に対してEUの全ての一次法および二次法の適用が停止する。

欧州委員会が英国のEU離脱（ブレグジット）に向けた準備に関する最初の2018年7月19日付コミュニケーション<sup>3</sup>で強調したとおり、英国の選択の結果、想定されるどのようなシナリオであっても、大きな混乱が生じるだろう。このため、欧州委員会は欧州市民、企業および加盟国がすべてのあり得るシナリオに備え、関連するリスクを評価し、リスクを軽減するための対策を立てるよう一貫して求めてきた。欧州理事会は2018年6月29日、加盟国、EU諸機関、および全ての利害関係者に、想定されるあらゆる結果に対し万全の備えをする取組を強化するよう改めて要請した<sup>4</sup>。

---

<sup>1</sup> <https://www.consilium.europa.eu/media/35966/29-euco-art50-conclusions-en.pdf>

<sup>2</sup> 英国は2017年3月29日、欧州連合条約第50条に従い、EU から離脱する意思を示す通告書を提出した。これは、批准された離脱協定が別途定めるか、又は欧州連合条約第 50 条第 3 項に従い、欧州理事会が英国との合意に基づき、諸条約の適用停止を後の日付とすることを全会一致で決定する場合を除き、EU のすべての一次法及び二次法が 2019 年 3 月 30 日零時（CET）をもって英国への適用を停止することを意味する。現時点で、欧州委員会は、英国が EU 加盟国の地位の延長を要請するかもしれないとの兆しを受け取っていない。

<sup>3</sup> COM(2018)556 final/2.

<sup>4</sup> <https://www.consilium.europa.eu/media/35966/29-euco-art50-conclusions-en.pdf>

本政策文書の目的はこの要請に対応するもので、合意なき離脱（ノー・ディール）のシナリオに焦点を絞ったものである。2018年11月から2019年3月29日までの間の主要な分野および取るべき対策を特定するとともに、協議および加盟国の調整のための体制を明らかにしている。

2017年5月以来、EUと英国は離脱協定に関する交渉を続けている。交渉官レベルで達した協定文に関する進展は、2018年3月19日に報告されている<sup>5</sup>。さらなる進展については、2018年6月19日のEUと英国の交渉官の共同声明で報告された<sup>6</sup>。2018年10月17日には、（第50条に関する）欧州理事会がEUの交渉者である欧州委員会に対し、先に欧州理事会が採択した交渉方針に従い合意に達する努力を続けるよう求めた。こうした交渉は現在も継続しており、EUの交渉者である欧州委員会は秩序ある離脱のための合意に達するよう尽力する立場に変わりはない。多くの点で進捗が見られる一方で、また大きな努力が払われ、集中的な交渉が行われているにもかかわらず、意見の相違が残る分野もいくつかある。加えて、英国政府と合意に達したとしても、それは英国が2019年3月29日までに離脱協定を批准する保証にはならない【ジェトロ注：離脱協定に関する交渉は2018年11月14日に妥結、11月25日に欧州理事会において承認済】。

## 2. 必要な準備－EUレベルでの対策

英国の離脱に向けた準備の取組は交渉と並行して進行中である。欧州委員会は引き続きその役割を十全に果たしていく。

欧州委員会は、どのようなシナリオにおいても適応させなければならないルールおよびノー・ディール・シナリオの場合に限り講じなければならない対策を決めるため、EU法の総体系（現在適用されているすべてのEU法体系）の点検を行った。この結果、欧州委員会は、英国が秩序ある離脱をするか否かにかかわらず、採択されるべき必要な対策のため8本の（英国離脱の）準備法案を提案した。これらの措置は附属書1に提示されている。その中には、例えば、自動車の認証または船舶検査機構に関するルールの調整、および世界貿易機関（WTO）のEUの物品のスケジュールに含まれる関税割当の英国およびEU27カ国間の案分が含まれる。欧州委員会は本指針と並行して、2本の最新の提案を採択した。2030年に向けたEUエネルギー効率性目標（絶対値表示）の基準を（英国の離脱を踏まえて）調整する提案およびEU離脱後の英国の国民に適用されるビザに関するルールの提案<sup>7</sup>である。

さらに、いかなるシナリオにおいても必要となる多くの実施法令（implementing acts）および委任法令（delegation acts）の採択もしくは準備が進められている。その中には、例えば、統計データにおける英国の取り扱い、特定の化学品の評価に関して英

<sup>5</sup> [https://ec.europa.eu/commission/publications/draft-agreement-withdrawal-united-kingdom-great-britain-and-northern-ireland-european-union-and-european-atomic-energy-community-0\\_en](https://ec.europa.eu/commission/publications/draft-agreement-withdrawal-united-kingdom-great-britain-and-northern-ireland-european-union-and-european-atomic-energy-community-0_en)  
[https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/draft\\_agreement\\_coloured.pdf](https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/draft_agreement_coloured.pdf)

<sup>6</sup> [https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/joint\\_statement.pdf](https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/joint_statement.pdf)

<sup>7</sup> 後述の市民に関する項目を参照のこと。

国が務める「報告者」 (*rappporteurship*) を加盟国に移すこと、そして医薬品の販売承認に関する修正などが含まれる。附属書2に提示されているこれらの法令はすべて英国離脱に対象を絞り、英国離脱に限定したものである。

欧州委員会はまた、**関係する専門機関**と共同の取組を行っている。例えば、航空部門における特殊な状況を考慮し、英国が加盟国でなくなった場合に備え、欧州航空安全機関 (EASA) に英国企業からの特定の申請について処理を開始するよう要請した。欧州医薬品庁 (EMA) は複数の調査を実施し、必要な場合に、EUの販売承認の保持者と連絡を取り、(英国の離脱に向けた) 準備に必要な措置を講じるよう喚起している。欧州化学品庁 (ECHA)、欧州植物品種庁 (CPVO) およびEMAは、規制に関する機能を英国から他の加盟国に移している。

加えて、英国に立地するEUの専門機関および組織 (欧州医薬品庁 (EMA)、欧州銀行監督局 (EBA)、北海諮問委員会 (NSAC)、欧州の測位衛星システム「ガリレオ」のセキュリティ監視センターバックアップ拠点および運営本部など) のEU27カ国への再配置を離脱日前に確実にできるよう、EUは必要なすべての措置を講じている。

欧州委員会は、共通通過条約 (Common Transit Convention) についても、英国が要件を満たす用意があれば非EU通過国として加入できるよう、EUの利益のために支持する意向である。貿易手続簡素化条約への加入についても同様である。同じ理由から、委員会はWTOの政府調達協定 (GPA) についても英国の加入を支持する。

一連の取組の中には、他にも、英国が離脱日以降アクセスしてはならないデータベースやITシステム、その他通信・情報交換のためのプラットフォームから英国を分離し、適応させるといったEU内部の極めて実務的な準備が含まれる。

さらに、欧州委員会はこれまで**英国離脱に向けた準備**について、全般的な問題と、特定の分野、法律および行政の準備プロセスの双方の側面から**EU27カ国と協議**を重ねてきた。加盟国及び欧州委員会は、(第50条に関する) EU理事会作業部会が開催する分野別のセミナーを通してこの取組を強化している。

### 3. 必要な準備－市民、企業および加盟国レベルでの対策

英国のEU離脱に対する準備は、欧州委員会が2018年7月19日に最初のコミュニケーションで強調したとおり、EU、加盟国、地域、地方レベル、さらには事業者、市民が共同で取り組む必要がある。離脱に対する準備および潜在的なクリフエッジシナリオの最悪の影響を緩和するため、あらゆる主体が責任を果たす必要がある。

#### **EU27加盟国による施策**

加盟国は、英国のEU離脱に対する準備を開始し、**法律面、行政および実務面での適応の必要性を特定**している。こうした取組は強化されねばならず、かつその実施は優先順位を決めて行われなければならない。加盟国による施策には、必要な人材増

員（税関職員や公認獣医官など）、港湾や空港などで必要なインフラの調整または強化が含まれており、これらは緊急時対応行動計画の中心的な要素となる。

加盟国は、国の諸機関を含め、EUの第三国となる英国と相対してEU法を実施・施行する上で重要な役割を果たすことになる。この中には、国境で必要となる検閲や検問の実施、および新たに必要となる承認や免許の手続きが含まれる。英国離脱によって、北海および北大西洋における海上の国境線の復活にも直面するだろう。EUの領海における効果的な活動の監視と管理を確保するため、加盟国および地域連携によるさらなる取組が必要となる。加盟国はこの取組を英国離脱に間に合うよう確実に完了させる必要があり、こうしたインフラはどのシナリオであっても移行期間の終了に合わせ調整または強化する必要があることを忘れてはならない。

欧州委員会は、EU加盟国での緊急対策の準備が矛盾なく後述の一般原則<sup>8</sup>に準拠するよう、各国が講じる措置の**調和**について加盟国と協力している。加盟国は同様の意識を持ち、EUの結束を揺るがすことになる英国との**二国間の話し合いや合意形成を慎むようにすべきである**。

**財源**や技術支援の必要に関しては、既存の国家補助に関する仕組みが、合意なき離脱により企業が直面する問題への対処を可能にする。一例として、現在の国家補助に関する仕組みでは、中小企業（SME）に対するコンサルティング費用の補助、あるいは中小企業の準備支援（将来想定される通関手続きなど）のための研修の補助が可能である。「（企業の）救済および再建に関するガイドライン」には、中小企業のための一時的な再建支援制度に関する項目があり、これは英国離脱の結果生じる流動性問題の対処に役立つと考えられる。様々な方法での資金調達が可能である（例：基準相場が順守される政府出資による融資制度、もしくは保証通知書による政府保証）。

欧州委員会は現時点で、英国の秩序なきEU離脱により最も影響を受けるであろう加盟国に働きかけ、EU国家援助法（State aid law）に沿った実際的かつ効率的な支援を通じた解決策を探る用意がある。特に、アイルランド企業が直面する特定の課題に対処する解決策を見つけるため、アイルランドを支援する。

EUによる技術支援および財政支援も、一部の分野で利用可能であり、「税関2020プログラム」に基づく税関職員の研修はその一例である。その他、衛生植物検疫分野における同様の研修プロジェクト支援も可能である。農業に関しては、EU法が、英国のEU離脱、特に合意なき離脱のシナリオにより想定される最も差し迫った影響に対処するための様々な手段を用意している。

英国のEU離脱は全ての加盟国に影響を及ぼし、その程度は様々であるが、アイルランドが受ける影響は最も深刻である。欧州委員会は、上記の原則に基づき、特定の課題に対する解決策を見つけるため、アイルランドを支援する用意がある。さらに、国境を接するアイルランドと北アイルランド間の現行の「平和と越境地域協力に関するプログラム」についても、英国をパートナーとした継続の確保を約束する。欧州委員会は、次期多年度財政枠組みに対し、これを実施するための提案を行ったと

<sup>8</sup> 4.を参照されたい。

ころである。英国がEUから秩序なく離脱をした場合、これらの課題は特に深刻になることから、この支援をさらに強化する必要があると考える。

### **市民および企業の行動**

加盟国またはEUの当局による緊急措置は、市民および企業各社が英国のEU離脱に向け行わなければならない準備の代替策にはならない。承認、許可もしくは証明書が新たに必要になる場合、**各当事者は適切な時期に申請する責任がある。**

英国のEU離脱に向けた**利害関係者**による準備を支援するために、欧州委員会を取るべき手続き<sup>9</sup>について、手引きとなる78本の分野別の詳細なコミュニケーション（指針）を公表してきた。加盟国は市民および企業、特に中小企業に働きかけ、英国のEU離脱に向けた準備を引き続き支援していく必要がある。

## **4. EUレベルの緊急対策**

上述の措置に加え、緊急時の計画は、離脱協定のない状態での英国のEU離脱による影響を緩和するために必要と考えられる措置の構想を含む。合意なき離脱のシナリオの場合は、離脱日をもって英国に対するEUの一次法および二次法の全ての適用が停止し、離脱の効果が実体となって現れることになる。例外的に、欧州委員会はEUの利益に照らして行動し、また極めて重要な利益を守るため、限られた分野で重大な混乱を緩和する**緊急措置を数を絞って**講じる予定である。こうした混乱の程度は分野により、またEU27加盟国により異なる。

（EUにとって）第三国となる英国のための準備は、移行期間を定めた離脱協定の有無にかかわらず、多くの点で変わらないであろう一方、（合意なき離脱の場合には）準備のペースをはるかに速めて行う必要があるだろう。また、合意なき離脱のシナリオがもたらす不意打ちに対する特定の措置が必要になるだろう。

### **緊急措置の原則**

一般的に、EUのルールは域内市場の機能に関するものを含め、適用対象となる領域の変更に順応することができる。多くの規定はEUの加盟国が少数だった時代に整備されたが、6カ国が28カ国に拡大した現在まで続けて適用されている。英国がEU離脱した後でも、EUは引き続きその域内でこれまでどおり規定を適用し、機能していく。

緊急時に備えたアプローチ全般として、合意なき離脱のシナリオの場合に、英国は2019年3月30日からいかなるEUの規定にも拘束されず、そこから迅速に分かれていくという事実を反映させる必要がある。緊急措置は、完全に必要な場合に限り、か

<sup>9</sup> 附属書3ですべての指針のリストを参照できる。

つEUとその市民の利益にかなう場合にのみ講じられる。これは、現在のルールでは、合意なき離脱によりEUとその市民が受ける極めて破壊的な影響を緩和するための十分な解決策を提供できない場合の限定的なものになるだろう。緊急措置は、EUの企業を英国の競合企業に対し不利な立場にすべきではない。緊急措置は、競合企業が準備のために必要な措置を講じているなか、そうした措置を講じなかった企業の損失を補填すべきではない。公平な競争環境を歪めるからである。

欧州委員会の見解として、全てのレベルで講じられる緊急措置は次の一般原則を順守すべきである：

- 緊急措置により**EU加盟国の利益**や離脱協定案に定められた移行期間の時間を**再現してはならない**。
- 緊急措置は**本来は一時的な措置**であり、原則として2019年末を超えてはならない。
- 緊急措置はEUがその利益を追求して**一方的に**講じるものであり、従って、原則としていつでも取り消すことができる。
- 緊急措置はEUの諸条約（訳者注：欧州連合条約、欧州連合機能条約及び欧州原子力共同体設立条約を指す）が規定する**権限の分担**およびEU内の補完性の原則を尊重して講じなければならない。
- 国レベルの緊急措置はEUの国際的義務を含むEU法に**適合して**いなければならない。
- 緊急措置は当該利害関係者が準備措置を講じ、適時に行動していれば避けられた**遅れを救済**することはしない。

## 5. 緊急時のニーズに関する評価

EU全体にとり重要で、英国の秩序なきEU離別による影響が広範囲となり、その結果市民や企業に大きな悪影響を及ぼすと考えられる**一部の政策分野**については、**特別な注意が必要**である。欧州委員会は特に重要な分野<sup>10</sup>として以下を特定した。これらの分野については特に切迫感を持って取り組んでいる。

### 市民

EUは、英国との交渉において、当初から**市民最優先**で臨んできた。2017年4月29日の欧州理事会での結論に従い、市民に関する課題は離脱協定案の実質部分の第一部を構成している。EUは常に市民が英国のEU離脱の代償を払うべきではないというEUの思いを持ってきた。このため、加盟国は既に国内に居住している英国市民<sup>11</sup>の権利に対し寛大な姿勢で臨む必要がある。

- ▶ 欧州委員会は、英国市民のEU27加盟国における離脱日前の法律上の居住期間

<sup>10</sup> リストには事後に必要と判断された場合、対策を追加することもあり得る。

<sup>11</sup> 英国離脱時点でEU27加盟国に居住する英国市民については、加盟国は第三国の国民に対する適切な書類の処理および送付を行う必要があるだろう。英国市民がEU27加盟国で居住および労働を継続するためには、当該国の移民当局が発行する居住許可証を保持する必要がある。

を、「長期居住者である**第三国国民の地位に関する指令2003/109/EC**」に従ったEU加盟国の法律上の居住期間とみなす。

これにより、EU27カ国に居住する英国市民は要件を満たせば居住する加盟国の長期居住者の地位が得られる。長期居住者になれば、雇用、教育および中心的な社会保障へのアクセスについて当該国の国民と同じ待遇を享受できる。これにより、家族の合流（reunion）の権利の恩恵を受けること、また一定の条件下でEUの他の加盟国に居住する権利を獲得することも可能になる。

- 欧州委員会はまた、加盟国が市民の権利を守るための取組を結束して行えるよう、各国の管轄地域における対策の調整を通じてサポートしている。国および地方自治体が直面することになる行政課題の大きさを考えると、行政の遅滞が起きないように、加盟国は英国の離脱日より前に提出された居住許可申請を受理することを薦める。

この文脈で、メイ首相が合意なき離脱のシナリオの場合でも英国に住むEU市民の権利を上記の方法と同様の方法で守ると明言したこと<sup>12</sup>を欧州委員会は歓迎する。欧州委員会は、この約束が市民から信頼されるようまもなく正式なものとなることを期待している。駐英欧州委員会代表部は、英国に滞在するEU27カ国の市民に対する情報提供や法律的な助言・専門知識による手助けを行い、英国のEU離脱後に適用される英国の規定のもとで法律上の地位を確保するための支援をしている。

欧州委員会は、上述のとおり、本指針と並行して**ビザに関する規則**を修正する規則<sup>13</sup>の提案を採択した。提案の目的は、EUおよび英国間の人の移動を促進することである。これは、英国国民に対しEU域内に短期滞在するためのビザ要件を免除するものであるが、同様にEU27カ国の全ての国民が英国のビザ要件を免除されることが前提となる。

#### **金融サービス<sup>14</sup>**

英国の離脱により、英国で操業する金融事業者はEUの金融サービスパスポートを用いEU27加盟国でサービスを提供する権利を失うことになる。EUの金融事業者が英国内で行う活動は英国の法律に従うことになる。

欧州委員会は、金融関係者への指針で、合意なき離脱のシナリオを含む全ての想定されるシナリオに対し準備を行う重要性を強調した。欧州監督機関（ESA）、および監督権限として単一監督メカニズム（SSM）を付与された欧州中央銀行（ECB）は、意見およびガイダンスを広範囲に発出し、英国離脱に向けた準備の必要性を強調するとともに、再配置をする場合の監督者としての見通しを明らかにした。EUで金融サービス業を営む企業の多くは、英国がもはや単一市場の一員でなくなるシナリオについては準備しており、例えば、契約内容を調整したり、EU27カ国へ権限や

<sup>12</sup> <https://www.gov.uk/government/news/pm-brexit-negotiations-statement-21-september-2018>

<sup>13</sup> COM (2018) 745。

<sup>14</sup> 欧州委員会がこの分野で公表した利害関係者向けの指針は次のサイトで見ることができる：  
[https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice\\_en#fisma](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice_en#fisma)

活動の移転を行ったりしている。EU27カ国への活動の移転や機能の強化は進行中であり、加速する必要があるが、全ての分野で2019年3月までに間に合うよう完了させることは難しい。このことはEUの金融安定を脅かす危険がある一方、合意なき離脱のシナリオに関連した金融サービスのリスクは大きく減退した。

例えば、多くの保険会社は顧客に対しサービスを継続して提供する立場を確保するため、契約の移転、支店や子会社の開設、あるいはEU27カ国の企業との合併などの対策を講じている。欧州保険・職業年金監督局（EIOPA）は、特定のEU27カ国については当該国の当局と共に保険加入者の残存リスクに対処する取組を行っている<sup>15</sup>。

EUおよび英国の当事者間で未清算の「店頭（OTC）」デリバティブ契約があれば、それは原則として有効であり、満期日まで実行可能である。合意なき離脱シナリオの場合、契約履行上一般化される問題はないように思われる。しかし、いわゆる契約のライフサイクルイベント（例えば、契約の修正、ロールオーバー、更改）があり、取引相手がもはやEU企業ではない場合、特定の事例では承認もしくは適用除外の手続きが必要となるかもしれない<sup>16</sup>。市場参加者は契約の移転や関連する承認を求めるなど、こうした状況に対する準備を引き続き進めるよう奨励する。

本評価においては、欧州委員会は次の2つの分野では緊急措置の必要はないと考える。

- ▶ **清算済みのデリバティブ**に関しては、合意なき離脱のシナリオにより、英国の中央清算機関がEUの清算参加者のポジションをはずれ無秩序に閉鎖した場合、そこから金融の安定を脅かすリスクが発生する恐れはある。また、英国の中央証券預託機関（CSD）がEUの金融事業者に提供している、短期間では置き換えることのできない特定のサービスについても潜在的にリスクがあり得る。（ただし）こうした分野では、既存の同等のシステムが適切な手段を提供しており、迅速に展開することが可能である。2019年3月30日までの残された時間をこの点に用いるべきである。欧州委員会は、必要があれば、厳格な条件を課し、期間を限定して、合意なき離脱から発生する金融の安定を脅かすリスクに対処するために必要な限りにおいて、対策を実行する。（離脱協定が施行されない場合は、中央清算および預託サービス<sup>17</sup>に混乱が起きないようにするため、現在と同等の決定を一時的かつ条件付きで採択する。こうした決定は、英国を拠点とするインフラの認証により補完されるだろう。従って、欧州証券市場監督機構（ESMA）に対し、認証を事前に申請することが奨励される。

最後に、欧州監督当局（ESA）は、合意なき離脱のシナリオによる場合、離脱後直ちに金融機関および当事者に関する情報交換ができるよう英国の監督当局と連携の取決めを行う準備を始めるよう奨励する。

<sup>15</sup> 2018年11月5日付のEIOPA政策文書についても参照されたい：  
<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-calls-for-immediate-action-to-ensure-service-continuity-in-cross-border-insurance-.aspx>

<sup>16</sup> 欧州証券市場監督局（ESMA）は、2018年11月8日、EUに対し長期契約の移転を促進するため、当該契約が移転後も規制上の扱いが引き続き同様であることを保証する技術標準について、欧州委員会に対し承認申請を行った。

<sup>17</sup> こうした措置は担当委員会において加盟国の賛同を得て行うものとする。

## 航空輸送<sup>8</sup>

航空輸送の分野では、英国が、離脱日時点で何の取り決めもなく、また必要かつ可能な代替手段の取り決めを結ぶ事業者もいない状態で離脱した場合、英国とEUの間の航空交通は突如遮断される結果となる。これは、乗入れ権の不在もしくは航空運送事業に関する許可もしくは運航の安全に関する証明書の無効による。

- ▶ **乗入れ権**に関して、欧州委員会は、英国の航空会社がEUの領空を飛行し、テクニカルストップ（例：乗客の乗降のない給油目的の空港着陸）を行うとともに、EUに着陸し、英国に戻ることをできるようにする措置を提案する。こうした措置は、英国がEUの航空会社に対して同等の措置を講じる条件次第である。
- ▶ **運航の安全**に関して、特定の航空製品（「型式証明」）および航空会社（「組織認証」）について、英国がEUにとり第三国になった時点で欧州航空安全機関（EASA）に唯一できることは証明書を発行することである。欧州委員会は、そうした証明書の有効性の継続を期間限定で確保する措置を提案する。こうした措置は、英国が同様の措置を講じる条件次第である。同様に欧州委員会は、英国民間航空局の認定を受けた法人や自然人の発行した証明書に基づき英国離脱日以前にEU市場に上市された部品や機械についても、一定の条件下で（離脱日以降も）利用できるよう保証する措置を提案する。
- ▶ 欧州委員会は、英国を出発し、EU27カ国の空港を通過する乗客とその機内手荷物に今後いわゆる「ワンストップ・セキュリティ」システム<sup>19</sup>が適用され、2度目の手荷物検査の免除が確実に継続されるよう対策を講じる予定である。

航空会社に関する、EUの法人または自然人がその所有および管理の過半数を占めなければならないというEU法上の要件に関して、**欧州委員会は、EUの航空会社として認定されることを希望する会社は2019年3月30日時点でこの要件を確実に満たすために必要な全ての措置を講じることが必要不可欠である点を強調しておく。**

## 道路輸送<sup>0</sup>

道路輸送に関して、合意なき離脱のシナリオの場合、離脱日をもって、英国の運送業者が保有する市場アクセス権は、欧州運輸大臣会議（ECMT）の下で付与された許可に限定される。これにより、EUおよび英国間の貨物輸送量は現在より相当減少すると思われる。現行のEU法にはEUの免許を拡大適用し、運送業者にEU内の幅広いアクセス権を与える仕組みはない。

## 関税<sup>1</sup>

<sup>18</sup> 欧州委員会がこの分野で公表した利害関係者向けの指針は次のサイトで見ることができる：

[https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice\\_en#move](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice_en#move)

<sup>19</sup> こうした措置は担当委員会において加盟国の賛同を得て行うものとする。

<sup>20</sup> 欧州委員会がこの分野で公表した利害関係者向けの指針は次のサイトで見ることができる：

[https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice\\_en#move](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice_en#move)

<sup>21</sup> 欧州委員会がこの分野で公表した利害関係者向けの指針は次のサイトで見ることができる：

[https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice\\_en#tradetaxud](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice_en#tradetaxud)

合意なきシナリオの場合、離脱日をもって、英国からEUに入る物品は（第三国からの）輸入品として扱われ、EUから英国に出される物品は（第三国への）輸出品として扱われる。輸入品および輸出品には関連する全てのEU法令が適用され、**その中には特定の税金の賦課・徴収が含まれる**（輸入品に対する関税、付加価値税、消費税など）。これは世界貿易機関（WTO）の規定に基づくEUの約束に沿ったものである。税関当局に**税関申告書**を示す必要があり、船積み**制限**を行う可能性もあるだろう。

- ▶ 欧州委員会は、合意なきシナリオの場合に、2019年3月30日に欧州連合関税法典（UCC）および間接税に関する関連規定を**英国との全ての輸出入に対し適用**するために必要な全ての手続きを講じることができるよう加盟国に求める。税関当局は、事業者から要請があり、かつ関連する要件が満たされていることを条件として、UCCで規定されている**簡素化措置**を利用するための許可を与えることができる。公平な競争環境および貿易の円滑な流れの確保は、英国との間での物資の往来が最も多い地域にとってはとりわけ困難になるだろう。欧州委員会は現在の法的枠組みを十分尊重しながら解決策を見出すため加盟国と共に取り組んでいる。

### 衛生植物検疫の要件<sup>22</sup>

合意なきシナリオの場合、英国が認定された第三国としてEU法の「リストに記載」されていない限り、離脱日をもって、**衛生植物検疫（SPS）の規定**に従い多くの物品および動物の持ち込みが禁止されることになるだろう。

- ▶ EUの獣医療法令に基づき、全ての申請条件が満たされれば、英国からEUへの生きた動物および動物製品の持ち込みができるようにするため、欧州委員会は「正当な理由があれば」英国を迅速に「リストに掲載」<sup>23</sup>する<sup>24</sup>。

しかし、たとえ英国がリストに記載されたとしても、第三国には**健康に関する厳格な輸入条件**の適用が要求されるため、輸入品は国境検査所で加盟国当局による衛生植物検疫の検査を受けなければならないだろう。これは加盟国の責任に属する問題である。欧州委員会は、EU27加盟国の国境検査所の新設もしくは拡張承認に際し、EU法令の柔軟な適用を考慮する。

### 個人情報<sup>25</sup>

合意なき離脱のシナリオの場合、離脱日をもって、英国への個人情報の移転に対し

<sup>22</sup> 欧州委員会がこの分野で公表した利害関係者向けの指針は次のサイトで見ることができる：

[https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice\\_en#sante](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice_en#sante)

<sup>23</sup> 「リストへの掲載」は担当委員会において加盟国の賛同を得て行うものとする。

<sup>24</sup> 欧州委員会は、英国政府が2018年9月24日に発出したガイダンス「ノーディール・ブレジットの場の場合の動物および動物製品の輸入」で、「生きた動物および動物製品をEUから直接輸入するための届出について、英国のEU離脱日に現行の輸入管理もしくは要件に変更はないだろう」と述べていることを注記する。

<sup>25</sup> 欧州委員会がこの分野で公表した利害関係者向けの指針は次のサイトで見ることができる：

[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file\\_import\\_data\\_protection\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import_data_protection_en.pdf)

ては「一般データ保護規則（EU）2016/679」（GDPR）、法執行機関に関しては指令（EU）2016/680、ならびにEU機関および組織に関しては規則（EC）45/2001<sup>26</sup>が適用され、国際的な移転に関する規定に従うことになる。

GDPR、指令2016/680および規則45/2001は第三国へのデータ移転に関する広範なツールの説明が含まれている。この中には、特に民間部門・公的機関双方が利用できるいわゆる「適切なセーフガード」（例：欧州委員会が承認した標準契約条項（SCC）、拘束的企業準則（BCR）、行政取極）を含む。

さらに、上記の3本の法令には、適切なセーフガードがない場合でも特定の状況でデータ移転を可能にする多くの特例が含まれている。例えば、契約の履行、法的権利行使、または公共の利益という重要な目的のため、データ主体の明白な同意（explicit consent）がある場合である。これらは十分性認定のない世界中の大半の国で用いられているのと同じ手段である。

上記の制定法のもとで利用可能な選択肢があることを考慮し、欧州委員会の緊急時対応行動計画に、十分性認定の採択は含まれない。

## **EU環境政策**

合意なき離脱のシナリオの場合、離脱日をもって、EUの気候変動に関する全ての関連法令（EU域内排出量取引、フッ素化温室効果ガスなど）は英国国内での、また英国に対する適用が停止される。EU域内排出量取引制度（EU-ETS）に関しては、英国のEU離脱をめぐる状況においてこの制度が適切に機能するかどうかを、欧州委員会は注意深く見守っていく。欧州委員会は、このメカニズムの完全な機能を確保するために必要な措置を講じる。その中には、英国に関連したオークションおよび無償割当／交換プロセスの可能な一時停止による措置が含まれる。

2019年3月までに離脱協定の批准がなされない場合、離脱日をもってEU市場が縮小することを考慮すると、フッ素化温室効果ガスの割当制度の運営を守るため、英国企業により英国市場に合法的に投入される実質的なガス量はもはや2019年の年間割当量の配分に含めるべきではない。

- 欧州委員会は、フッ素化温室効果ガスに関して2019年の年間割当量の配分のための基礎となる英国企業の基準値を、EU27カ国で申告された活動に基づき修正する予定だ。これにより、申告された英国国内での活動に基づく割当量を除外する<sup>27</sup>。

## **6. 緊急時の次のステップ**

離脱協定をめぐるEUと英国の間の交渉は続いており、欧州委員会はそのプロセスに引き続き全力を尽くしている。

<sup>26</sup> または既に施行されている後継の制度。

<sup>27</sup> この措置は担当委員会において加盟国の賛同を得て行うものとする。

しかしながら、英国のEU離脱日が近づきつつあることを踏まえると、現時点では想定されるすべての結果のための準備を進める必要がある。これまでに記した緊急対策は、EU、国および地方の全てのレベルの非常に緊密な協力、そして利害関係者による行動を必要としている。この指針で欧州委員会は必要不可欠な分野で取るべき重要な行動を定めた<sup>28</sup>。

一部の措置では採択の手続き要件を短縮できない点を強調しておく。特に、法令に関しては、条約（the Treaties）の議定書1および2で各国議会との協議の期間を8週間と規定している。同様に、委任法は欧州議会および理事会による精査を受けなければならず、いずれの場合でも加速することはできない。

必要な立法措置を適時に採択するには、ブレグジットに関係のない要件による遅れを回避するため、関係する全てのEU諸機関の完全な協力が求められる。

欧州委員会に採択権限のある二次法についての最短のスケジュールは、附属書5に概要をまとめている。

この点を踏まえ、欧州委員会は次のとおり進める意向である：

- 2018年12月31日までに必要な全ての法的措置を提案し、全ての委任法令を採択する。
- 法令の場合は、2019年3月の任期最後の議会の本会議前に欧州議会およびEU理事会が通常の立法手続きを完了させるために必要とされる時間を確保できるようにし、また委任法に対する管理機能を行行使できるようにすべきである。
- 必要な全ての実施法の案を遅くとも2019年2月15日までに担当委員会で採決できるよう提出すること。

この期間を通して、欧州委員会は、確実に加盟国間の適切な調整を行う。そのため、（第50条に関する）EU理事会作業部会は2018年11～12月に一連の分野別会合を開催し、会合にはEU27加盟国および関連する各国行政の英国のEU離脱準備を担うコーディネーターが参加する（参考：附属書6）。こうした準備セミナーは準備の現状を合同で評価するとともに、利害関係者、行政およびEUのレベルで追加の対策が必要な箇所を評価する良い機会になる。欧州委員会は準備の問題に関する欧州議会およびEU理事会の会合に必要な都度参加する。

### **EU27加盟国による統一が取れ、協調したアプローチをする必要性**

欧州委員会は、加盟国がこのように前例のない離脱プロセスにおいて引き続き結束し、交渉の中でEUの立場を特徴付ける決意と団結を示し続け、そしてここで示された計画に基づく、提案したスケジュールに従った**共同の緊急計画が実施**されることを信用するよう呼びかける。欧州委員会は、二国間による問題解決は、EUの権限の分担と相いれないか、あるいはたとえ権限の分担に適合したとしても、結局はEUの

<sup>28</sup> 概要は附属書4に記載。

全体性を損ない、市民、企業および公的機関に悪影響を与える結果になることを指摘しておく。

離脱協定案は離脱のための最善の選択肢となっている。離脱協定がない場合、EUは自分の利益を守るために行動するとともに、すべての分野で統一的に、協調されたアプローチを示す必要がある。

附属書1

ブレグジットに向けた準備のための提案  
(2018年11月13日時点)

政策分野	修正法案	現状
<b>農業・農村開発総局－通商総局（AGRI-TRADE）</b>		
関税率割当	<b>提案「COM(2018)312 final」</b> 2018年5月22日採択。 本規則によりWTOメンバーとの取決めがない場合でも既定の関税割当（TRQ）についてEU27カ国および英国間の関税割当の案分が可能になる。本提案には、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第二十八条に基づくWTOの新たな関税割当の交渉権限を欧州委員会に付与する理事会の決定に関する提案が付随している。	欧州議会または理事会の権限付与は未採択
<b>経済金融問題・税制・関税同盟総局（FISMA）</b>		
銀行取引 －機関再配置	<b>提案「COM(2017)734final」</b> 2017年11月29日採択。 本法案は欧州銀行監督局の拠点をロンドンからパリへの移転を確定するものである。	2018年11月9日採択済
<b>域内市場・産業・起業・中小企業総局（GROW）</b>		
域内市場 －型式認証	<b>提案「COM(2018)397final」</b> 2018年6月4日採択。 本法案により、英国の型式認証当局により承認された型式を保有する製造業者はEU27カ国の認証当局と同じ種類の型式を申請することが可能になる。	2018年10月にEU理事会が三者協議【ジェットロ注：EU理事会、欧州議会および欧州委員会】開始の権限付与を採択 2018年11月12日～15日の本会議で欧州議会が三者協議開始の権限付与を採択する見込み
<b>運輸総局（MOVE）</b>		
輸送 －欧州ネットワーク	<b>提案「COM(2018) 568final」</b> 2018年8月1日採択。 本法案はアイルランドを北海－地中海回廊の大陸部分と結ぶ新たな海上輸送ルートを計画している。	欧州議会または理事会の権限付与は未採択
海上輸送 －船舶検査	<b>提案「COM(2018)567final」</b> 2018年8月1日採択。 本法案は、規則（EC）No 391/2009第8条に基づき行われる認定組織の定期評価を簡素化するため、英国からEU27加盟国へのスポンサーシップの移転に取り組んでいる。	欧州議会または理事会の権限付与は未採択
<b>保健・食品安全総局（SANTE）</b>		
医薬品 －機関再配置	<b>提案「COM(2017)735final」</b> 2017年11月29日採択。 本法案は欧州医薬品庁の拠点をロンドンからアムステルダムへの移転を確定	2018年11月9日採択済

	するものである。	
<b>エネルギー総局 (ENER)</b>		
エネルギー効率 －目標	<b>提案「COM(2018)744final」</b> 2018年11月13日採択。 本法案は、エネルギー効率化に関する 指令2012/27/EU (COM(2016)761)、お よびエネルギー連合のガバナンスに関 する規則の提案 (COM(2016)759 final/2) を修正するものである。	
<b>移民・内務・市民権総局 (HOME)</b>		
ビザ	<b>提案COM(2018)745final</b> 2018年11月13日採択。 本法案は国境を越える際に国民にビザ の所有が義務付けられる第三国および 当該要件が免除される第三国をリス トに掲載する規則 (EC) 539/2001を修正 するものである。	

## 附属書2

### 準備措置の計画リスト (附属書1に掲載された提案を除く)

政策分野	法令の種類	委員会の行動
<b>農業・農村開発総局 (AGRI)</b>		
関税割当	実施法令	EUのWTO譲許表に含まれている関税割当の案分に関する欧州委員会実施規則
関税割当	実施法令	「先着順方式」で管理される各関税割当量を修正する欧州委員会実施規則
関税割当	実施法令	関連許可により管理される各関税割当量を修正するとともに、暫定ルールを定める委員会実施法令
離島特別選択 プログラム (POSEI)	実施法令	EUの最も外縁の地域と英国との間の貿易の流れを反映させるため、実施規則 (EU) No 180/2014の附属書II～VIを修正する欧州委員会実施規則
<b>気候行動総局 (CLIMA)</b>		
フッ素化温室効果ガス	実施法令	フッ素化温室効果ガスの販売報告をEU27カ国と英国に分けるため、実施規則 (EU) 1191/2014を修正する欧州委員会実施決定
排出量取引制度	委任法令	英国割当量の記録に関する規則 (EU) 389/2013を修正する欧州委員会委任規則
排出量取引制度 —航空	欧州委員会の自主的な法令	現在英国が保持している加盟国管理について、その役割を再案分するため、規則 (EC) No 748/2009を修正する欧州委員会規則
<b>統計 (STATISTICS)</b>		
国際収支統計	委任法令	EU総計の構成を更新するため、規則184/2005を修正する欧州委員会委任規則
観光統計	委任法令	観光統計の報告および表示に関する規則692/2011を修正する欧州委員会委任規則
<b>域内市場・産業・起業・中小企業総局 (GROW)</b>		
共通通商政策	理事会決定	英国の政府調達協定加盟に関して政府調達委員会内でEUの立場を代表するための地位を確立する理事会決定に関する欧州委員会提案
ガリレオ (欧州の衛星測位システム)	実施法令	現在フォークランド諸島およびアセンション島に所在する地上基地の再配置をするため決定2016/413を修正する欧州委員会実施決定
<b>研究 (RESEARCH)</b>		
欧州研究基盤コンソーシアム (ERIC)	実施法令	現在英国にある本部と結びつけるための欧州研究基盤コンソーシアム (ERIC) 設立の決定を修正する欧州委員会実施決定
<b>保健・食品安全総局 (SANTE)</b>		
ヒト用医薬品	実施法令	現在英国で実施している機能をEUで実施する必要がある場合、製造販売承認を更新するため、ヒト用医薬品に関する製造販売承認を修正する欧州委員会実施決定

動物用医薬品	実施法令	現在英国で実施している機能をEUで実施する必要がある場合、製造販売承認を更新するため、動物用医薬品に関する製造販売承認を修正する欧州委員会実施決定
遺伝子組み換え作物（GMO）	実施法令	遺伝子が組み替えられた食物および飼料の販売の製造販売承認に関して、承認保有者が現在英国に設置されている場合、製造販売承認を修正する欧州委員会実施決定
殺生物性製品	委託法令	審査を行う管轄当局の役割が現在英国にある場合、当該役割を再配分するため、規則1062/2014を修正する欧州委員会委任規則
植物保護製品	実施法令	報告者である加盟国の役割が現在英国にある場合、当該役割を再配分するため、欧州委員会実施規則（EU）No 686/2012を修正する欧州委員会実施規則
飼料添加物	実施法令	飼料添加物に関して承認保有者が現在英国に設置されている場合、製造販売承認を修正する欧州委員会実施規則

### 附属書3

利害関係者向け欧州委員会コミュニケーション（指針）リスト  
 欧州委員会部局がテーマ別に公開した「ブレグジット準備通知」<sup>29</sup>  
 （2018年11月13日現在）

	テーマ
	<b>物品</b>
1	工業製品
2	医薬品（ヒト／動物）
3	医薬品に関する質問と回答
4	植物保護製品
5	植物保護製品及び残留農薬に関する質問と回答
6	殺生物性製品
7	殺生物性製品に関する質問と回答
8	自動車
9	農業及び林業用車両、二輪車又は三輪車、四輪車、ノンロードエンジン（NRMM）
10	工業化学品（REACH）（欧州化学品庁公表）
11	洗剤
12	肥料
13	点火装置
14	民用爆薬
15	エコラベル
16	廃棄物
	<b>食品、飼料、生きた動物、植物</b>
17	食品及び有機生産
18	動物飼料
19	遺伝子組換え作物（GMO）
20	天然水
21	植物繁殖物質
22	動物育種／畜産
23	動物衛生
24	植物衛生
	<b>税関及び間接税、輸出入許可</b>
25	付加価値税、消費税、関税
26	原産地規則
27	付加価値税
28	輸出入許可
29	絶滅のおそれのある種（CITES）（輸入及び輸出）
30	木材輸入
31	知的財産権に対する税関の執行
	<b>金融サービス</b>
32	法定監査
33	信用格付会社
34	資産管理
35	ポストトレード・サービス
36	投資サービス
37	金融と決済
38	（再）保険
39	退職年金取扱機関
	<b>会社法、消費者保護、データ保護、民事司法</b>
40	個人データ保護
41	会社法
42	国際私法
43	消費者保護と旅客の権利

<sup>29</sup> 通達は次のウェブサイトで公開している。 [https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notices\\_en](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notices_en)

	<b>知的財産</b>
44	商標と共同体意匠
45	植物品種
46	著作権
47	補充的保護証明書
	<b>専門職資格</b>
48	専門職資格
49	食肉処理場職員資格
50	動物輸送業者資格
51	船員資格
	運輸
52	航空輸送（アクセス）
53	航空安全
54	航空及び海上の保安
55	道路輸送
56	海上輸送（アクセスと安全）
57	鉄道輸送
58	内陸水路輸送
	<b>デジタル</b>
59	.euトップレベルドメイン名
60	電子商取引（情報社会サービス）
61	電気通信
62	オーディオビジュアル・メディア・サービス
63	eIDAS／トラストサービス
64	ネットワークセキュリティ
65	ジオブロッキング
	<b>エネルギー</b>
66	欧州原子力共同体（EURATOM）関連の問題
67	電力・ガス市場
68	発電源証明（GoO）
	<b>その他</b>
69	ヒト由来物質
70	治験
71	公共調達
72	EU環境管理・環境監査スキーム（EMAS）
73	船舶リサイクル
74	欧州市民イニシアチブ
75	水産業の法体系
76	欧州労使協議会
77	産業保障（EUCI）
78	EUと英国間の渡航

## 附属書4

### 欧州委員会の緊急時対策

#### 対策

- 欧州委員会は、英国市民のEU27加盟国における離脱日前の法律上の居住期間を、「長期居住者である**第三国国民の地位に関する**指令2003/109/EC」に従ったEU加盟国の法律上の居住期間とみなす。
- 欧州委員会はまた、加盟国が市民の権利を守るための取組を結束して行えるよう、各国の管轄地域における対策の調整を通じてサポートしている。国および地方自治体が直面することになる行政課題の大きさを考えると、行政の遅滞が起きないように、加盟国は英国の離脱日より前に提出された居住許可申請を受理することを薦める。
- **清算済みのデリバティブ**に関しては、合意なき離脱のシナリオにより、英国の中央清算機関がEUの清算参加者のポジションをはずれ無秩序に閉鎖した場合、そこから金融の安定を脅かすリスクが発生する恐れがあるように思われる。また、短期間では置き換えることのできない英国の中央証券預託機関（CSD）がEUの金融事業者提供している一定のサービスについても潜在的にリスクがあり得る。こうした分野では、既存の同等のシステムが適切な手段を提供しており、迅速に展開することが可能である。2019年3月30日までの残された時間をこの点に用いるべきである。欧州委員会は、必要があれば、厳格な条件を課し、期間を限定して、合意なき離脱から発生する金融の安定を脅かすリスクに対処するために必要な限りにおいて、対策を実行する。（離脱）協定が施行されない場合は、中央清算および預託サービスに混乱が起きないようにするため、現在と同等の決定を一時的かつ条件付きで採択する。こうした決定は、英国を拠点とするインフラの認証により補完されるだろう。従って、欧州証券市場監督機構（ESMA）に対し、認証を事前に申請することが奨励される。
- 乗入れ権に関して、**欧州委員会は**、英国の航空会社がEUの領空を飛行し、テクニカルストップを行う（例：乗客の乗降のない給油目的の空港着陸）とともに、EUに着陸し、英国に戻ることができるようにする**措置を提案する**。こうした措置は、英国がEUの航空会社に対して同等の措置を講じる条件次第である。
- **運航の安全**に関して、特定の航空製品（「型式証明」）および航空会社（「組織認証」）について、英国がEUにとり第三国になった時点で欧州航空安全機関（EASA）に唯一できることは証明書を発行することである。欧州委員会は、**そうした証明書の有効性の継続を期間限定で確保する**措置を提案する。こうした措置は、英国が同様の措置を講じる条件次第である。同様に欧州委員会は、英国民間航空局の認定を受けた法人や自然人の発行した証明書に基づき英国離脱日以前にEU市場に上市された部品や機械についても、一定の条件下で（離脱日以降も）利用できるよう保証する措置を提案する。
- 欧州委員会は、英国を出発し、EU27カ国の空港を通過する乗客とその機内手荷物に今後ともいわゆる「**ワンストップ・セキュリティ**」システムが適用され、2度目の手荷物検査の免除が確実に継続されるよう対策を講じる予定である。
- 欧州委員会は、合意なきシナリオの場合に、2019年3月30日に欧州連合関税法典（UCC）および間接税に関する関連規定を**英国との全ての輸出入に対し適用するために必要な全ての**手続きを講じることができるよう加盟国に求める。税関当局は、事業者から要請があり、かつ関連する要件が満たされていることを条件として、UCCに規定されている**簡素化措置を利用するための許可**を与えることができる。公平な競争環境および貿易の円滑な流れの確保は、英国との間での物資の往来が最も多い地域にとってはとりわけ困難になるだろう。欧州委員会は現在の法的枠組みを十分尊重しながら解決策を見出すため加盟国と共に取り組んでいる。
- EUの獣医療法令に基づき、全ての申請条件が満たされれば、英国からEUへの生きた動物および動物製品の持ち込みができるようにするため、欧州委員会は—正当な理由があれば—英国を迅速に「**リストに掲載**」する。
- 欧州委員会は、フッ素化温室効果ガスに関して2019年の年間割当量の配分のための基礎とな

る英国企業の基準値を、EU27カ国で申告された活動に基づき修正する予定だ。これにより、申告された英国国内での活動に基づく割当量を除外する。

## 附属書5

### 二次法採択のための最短スケジュール

#### 実施法令 (Implementing acts)

通常の手続き：約1カ月		
ステップ1：関連する委員会への法案の提出および採決 －法案は採決の14日以上前（極めて緊急の場合のみ5日以上前）に提出	ステップ2：欧州委員会による採択	ステップ3：2019年3月30日までに官報に掲載し、施行
緊急時の手続き（基本法に規定がある場合）：最短2日		
ステップ1：欧州委員会の採択（関連する委員会による事前協議および採決は不要）	ステップ2：2019年3月30日までに官報に掲載し、施行	ステップ3：事後に委員会で否決された場合は、無効にしなければならない

#### 委任法令 (Delegated acts)

通常の手続き：約3カ月			
ステップ1：法案に関する加盟国の専門家との協議（2～3週間、十分正当な理由がある場合は短縮できる）	ステップ2：欧州委員会による採択	ステップ3：欧州議会およびEU理事会による審査－通常2カ月（早めに異議なしと分かれば実際にはもっと短縮できるが、延長されることもある）	ステップ4：2019年3月30日までに官報に掲載し、施行
緊急時の手続き（基本法に規定がある場合）：最短3日			
ステップ1：法案に関する加盟国の専門家との協議	ステップ2：欧州委員会による採択	ステップ3：2019年3月30日までに官報に掲載し、施行	ステップ4：事後に欧州議会やEU理事会で反対され得る

#### 審査付の規制手続き

通常の手続き：約4カ月			
ステップ1：委員会への法案の提出および採決－法案は採決の14日以上前（極めて緊急の場合のみ5日以上前）に提出	ステップ2：欧州議会および理事会による審査－3カ月（早めに異議なしと分かれば実際にはもっと短縮できる）	ステップ3：欧州委員会による採択	ステップ4：2019年3月30日までに官報に掲載し、施行
緊急時の手続き（基本法に規定がある場合）：最短3日			
ステップ1：法案を委員会に提出し、採決	ステップ2：欧州委員会による採択	ステップ3：2019年3月30日までに官報に掲載し、施行	ステップ4：事後に欧州議会やEU理事会で反対され得る

## 附属書 6

### EU27加盟国との分野別準備セミナーリスト

日時	テーマ
11月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融サービス</li> </ul>
11月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空輸送</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の輸送手段（道路、鉄道、海運、内陸水路）</li> </ul>
11月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、社会治安調整および国境管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職資格、知的財産、民事司法、起業法、消費者保護、個人データ保護</li> </ul>
11月29日から12月6日まで（正確な日時は未定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国のEU離脱準備コーディネーターとの打ち合わせ</li> </ul>
12月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生植物検疫要件</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関及び輸出入許可</li> <li>間接税/直接税</li> </ul>
12月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業、気候、環境</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業製品（医薬品を含む）、治験、ヒト由来物質</li> </ul>
12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪問題における警察および司法協力、国際協定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU予算、その他（デジタル及び情報通信、公共調達、領事保護、エネルギー等）</li> </ul>

作成者 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号

Tel. 03-3582-5569